Ⅷ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	116	
政府出資の機会費用	――	116
Ⅸ　（控除）国庫納付額		――
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト		16,040,971

注）

1．国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や家賃等を参考に計算しております。

2．政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成28年３月末利回りを参考に０％で計算しております。

注　　記

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準

平成27事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日改訂）を適用している。

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

次のものを除き、期間進行基準を採用しております。

退職一時金に充当される運営費交付金	費用進行基準
教育研究改革・改善プロジェクト経費の一部に充当される運営費交付金	業務達成基準
文部科学省が指定する特別経費、特殊要因経費に充当される運営費交付金及び補正予算により措置された運営費交付金	文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建　　物　３～50年

構　築　物　３～60年

工具器具備品　３～15年

なお、受託研究収入等によって購入した固定資産は、研究期間で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．賞与引当金の計上基準

運営費交付金による財源措置の無い職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、国立大学法人会計基準第85第２項に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金による財源措置の無い職員の退職給付に備えるため、運営費交付金による財源措置の無い職員の退職一時金については、国立大学法人会計基準注解30に基づき、簡便法により計算した退職給付（自己都合要支給額）に係る引当金を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86第４項に基づき計算された退職一時金（自己都合要支給額）に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

6．環境対策引当金の計上基準

法令・中期計画等に照らして客観的に財源が措置されることが明らかでないＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理費用の見積額を計上している。

なお、運営費交付金により財源措置される分については、引当金の計上はしていない。

7．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券は償却原価法による定額法を、その他有価証券である金銭信託については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、移動平均法による原価法を採用しております。

8．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

医薬品及び診療材料については、当面の間、評価方法は最終仕入原価法により行っております。

9．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

10．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や家賃等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成28年３月末利回りは△0.050％であったが、「国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の算定にかかる利回りについて（通知）」(平成28年４月14日付28文科高第63号）に基づき、０％で計算しております。

11．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

12．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。